



岩手県北家畜衛生協議会
岩手県県北家畜保健衛生所

巻頭言

岩手県県北家畜保健衛生所長
菊池 善彦



昨年度は、放射性物質汚染の影響により、12 公共牧場（約 2600 頭）で放牧事業が中止されるなど、畜産行政において未だ経験したことの無い多大な影響を受けた幕開けとなったわけではありますが、震災から 2 年経過してもなお、農林水産物への汚染被害は甚大で、その後遺症からの一刻も早い立ち直りが望まれるところです。

本年度早々には、中国において低病原性鳥インフルエンザ（H7N9）が発生し、発生から 2 週間経過した 4 月 13 日時点で、中国の鳥肉・株式市場が受けた損失は約 100 億元（約 1600 億円）、影響を受けた農家は 44,000 戸に達したと報道されています。また、人での感染・死亡が問題となっている今回の発生は、鳥に感染しても発病しない弱毒タイプが関係者に気づかれることなくまん延し強毒タイプに変化した、メキシコ（1994 年）、イタリア（1999 年）での過去の事例を思い出させます。

世界的にも激減した BSE は、日本においても初発から 12 年が経過しました。有効な飼料規制が実施されていることなど所定の要件をクリアし、今般、国際的に「無視できる BSE リスク」ステータスに認定され、これに伴い、検査対象月齢が見直されるなど、国内での BSE 検査もようやく緩和される見通しとなりました。

発生から 90 年が経過した関東大震災後の標語に、今も色あせない「不意の地震に不断の用意」という文言があります。家畜衛生情勢の変化がめまぐるしい状況にある中、防疫体制維持強化の意味でも「**不意の発生に不断（普段）の準備**」を肝に銘じたいものです。

当所では本年度の岩手県農政部業務運営方針である、①東日本大震災津波で被災した農林水産業の復旧の加速、②放射性物質の影響対策、③復興の取組と軌を一にした「**いわて県民計画**」の推進を主軸に、地域家畜衛生の向上と畜産振興に貢献することを目的とし、○監視伝染病の発生予防とまん延防止対策の強化、○「安全・安心」産地の形成し生産者の所得を確保、○意欲ある多様な担い手の確保・育成を支援を業務方針に掲げ、関係機関の協力の基、地域畜産の防疫体制整備の強化及び生産性向上の推進を図りたいと思います。

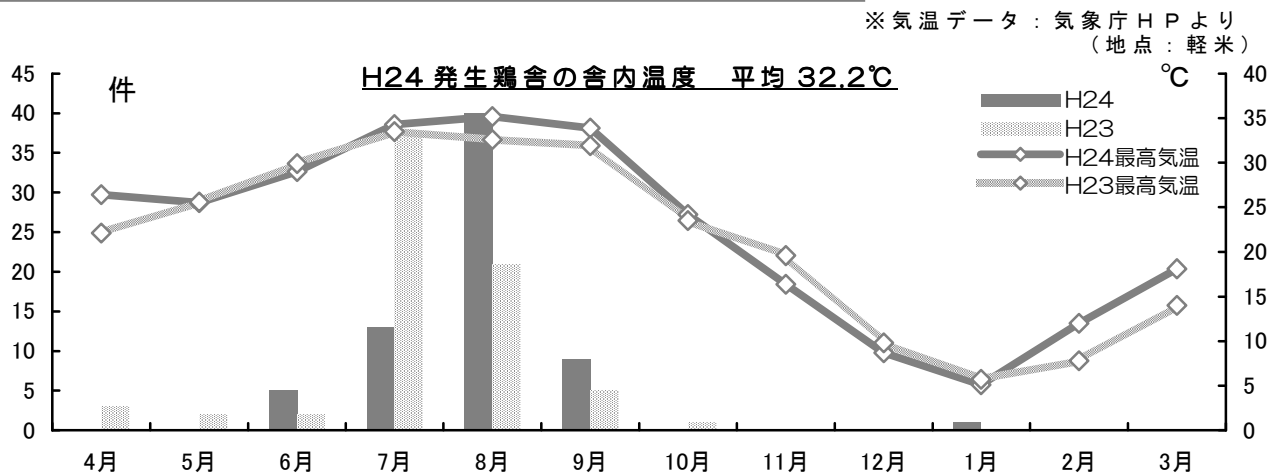
最後に、平成 23 年度から家畜飼養者の方に義務化された定期報告に関しましては、昨年度 95%の報告を受理することができました。飼養者の皆様の御理解及び関係者の皆様の御協力に改めて御礼申し上げます。引き続き、毎年の報告についてよろしくお願いいたします。



家畜の暑熱対策、準備はお済みですか？

春先の天候不順も落ち着いてきましたが、「夏はまだ」と油断していませんか？昨年度は、入梅直後に養鶏での暑熱による熱死事例が発生しております。今から夏に備えて対策を見直し、暑熱被害を最小限に抑えましょう。

【過去2カ年の管内養鶏場での熱死事例と気温】



【こんな時には要注意！！】

※ M P アグロジャーナル (2013.04)、
(※)日本チャンキーテクニカルノートより

- 『高温高湿度』 : 梅雨の真夏日、目安は外気温30℃以上、湿度60%以上。
- 『気温差大きく高湿度』 : 当日最高気温 - 前日最低気温 = 10℃以上が目安。
- 『家畜の発育が良好』 : 高増体や出荷前の高密度状態(鶏)→舎内温度が上昇。

【暑熱対策のポイント】

● 『畜舎内外の温度を下げる』

屋根や畜舎周囲への散水(写真1)、屋根等への消石灰乳塗布、寒冷紗(写真2)、通風と気流の確保(窓の開放、ファンによる換気と送風、細霧装置との併用)など

● 『家畜の健康状態を良好に保つ』

ストレス軽減(適切な飼養密度、臭気対策など)、良質な飼料とミネラル給与、新鮮な冷水の十分な給与、涼しい時間帯の給与(採食により体温は上昇します)、異常の早期発見と治療など

(写真1)



ホースによる畜舎周囲への散水

※養鶏では、体温上昇を抑えるための制限給餌も有効

●『設備のメンテナンスと情報収集』

畜舎内温湿度の把握、定期的な設備メンテナンス、従業員への操作指導、気象情報の事前収集など

※H24 養鶏の熱死事例に占める
設備故障や対策不備の割合
= 32%



【参考サイト】

熱中症予防が主たるサイトですが、高温注意情報も充実しています。ご活用下さい。

気象庁 「熱中症に注意」:

→ <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kuashu/kurashi/netsu.html>

環境省 「熱中症予防情報」:

→ <http://www.wbgt.env.go.jp/>

(写真2)



寒冷紗の設置

中国で低病原性鳥インフルエンザ（H7N9） が発生しています！

発生経緯と状況

平成25年3月31日、**中国で鳥インフルエンザ（H7N9）のヒトへの初感染**が確認されました。それ以降も感染が拡大し、5月15日現在、感染者131名（うち死亡者35名）が確認されています。

ヒト以外では、中国国内における生鳥市場、食鳥処理場、野鳥生息地、環境サンプルなど計218,897検体のモニタリング検査で、46検体（生鳥市場44検体、野生鳩1検体、伝書鳩1検体）からH7N9遺伝子が検出されておりますが、今のところ、臨床症状が確認されたものはありません。（出典：内閣官房新型インフルエンザ対策室）

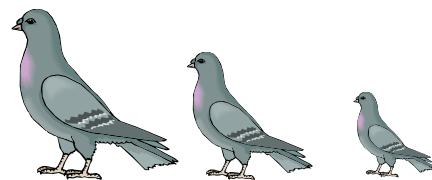


ウイルスの特徴

このウイルスは、**3種類の異なる鳥インフルエンザウイルス遺伝子の交雑体**であると考えられています。感染したヒトからの分離ウイルスについて調べたところ、ヒトなど哺乳類の上気道温度（34℃程度）に適応し、感染・増殖しやすい性質に変異していることが確認されましたが、**鳥に対しては低病原性であり、症状を出さない**と考えられています。（出典：国立感染症研究所）



日本及び本県の対応

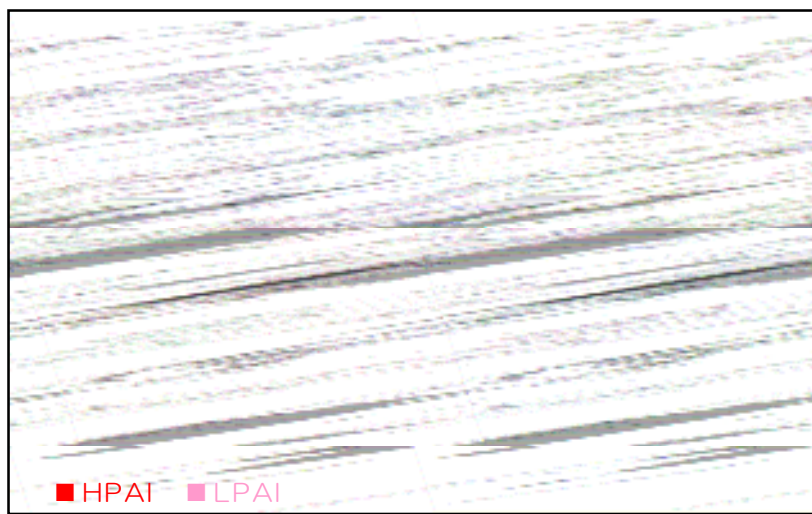


中国での拡大を受け、日本国内でも、従来のサーベイランスに飼養鳩を追加して監視を強化することとなり、本県においても、県内レース鳩飼養者の理解と協力のもと、**4月下旬に6市町8鳩舎を対象にサーベイランスを実施し、全て陰性を確認**しました。

H7N9はいまだ感染源や感染経路が絞り込まれておらず、今後も継続して注視が必要です。また、H7N9以外の鳥インフルエンザについても、諸外国で発生中であることを踏まえ、引き続き、疾病発生情報に留意するとともに、防疫対策を再確認・徹底してください。



中国におけるH7N9の発生状況
※農林水産省HPより
(H24.5.21現在)



高及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2012以降)
※農林水産省HPより(H24.5.21現在)

鳥インフルエンザを防ぐための家きんの飼養衛生管理基準 簡易チェック表

- 衛生管理区域を適切かつ明確に設定し、部外者の立入を制限していますか？
- 衛生管理区域への病原体の持込防止対策はできていますか？(車両と靴消毒、立入制限等)
- 給餌給水設備、飼料等が野生動物等の排せつ物で汚染されないよう管理できていますか？
- 防鳥ネットの破損箇所はありませんか？
- 鶏舎内のネズミ、害虫駆除を定期的実施していますか？



「無視できる牛海綿状脳症（BSE）リスク」の国にステータス認定されました

BSE 対策については、平成13年に国内初の BSE 患畜が摘発されたことをうけて、わが国では牛由来肉骨粉の飼料・肥料での利用禁止と焼却処分、トレーサビリティ体制の整備など飼料管理や安全対策を官民挙げて徹底してまいりました。

その結果、「過去11年以内に自国内で生れた牛」で発生が無いこと、有効な飼料規制が8年以上実施されていることなどにより、平成25年5月 **BSE リスクが最上位で少ない国**であることが国際獣疫事務局（OIE：世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関）において **認定されました**。BSE 発生リスクの極めて少ない清浄国として認められることで、国内畜産物の輸出拡大、競争力アップにつながることを期待されます。

生産者、畜産関係者の皆様におかれましては、**①給与飼料等の安全対策の徹底、②24ヶ月齢以上の死亡牛 BSE 検査、③24ヶ月齢以上の死亡牛の届出については今後も継続**となりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

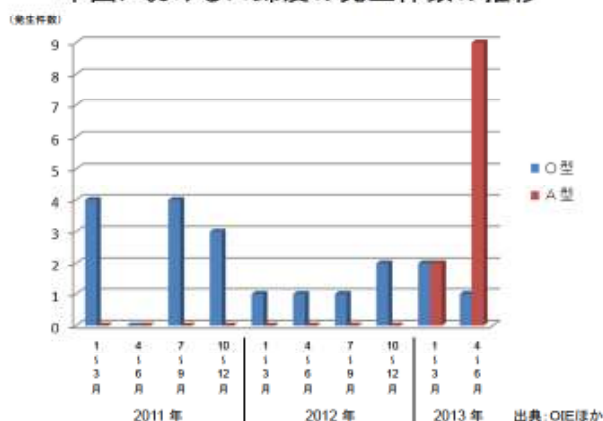


中国で口蹄疫が発生しています！！

今年に入り、これまでの O 型に加えて、タイプの異なるウイルス（A 型）が2月に広東省の豚農場で発生以来、各地で急増しています。

農場への侵入防止対策を再度確認しましょう。

中国における口蹄疫の発生件数の推移



- 農場への部外者の出入はなるべく制限し、出入りする際には、人（靴底）、車、機材等の消毒を徹底しましょう。
- 畜舎内、農場敷地の消毒を徹底しましょう。
- 家畜を観察して、異状があった場合は、すぐ獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。

県外から牛を導入する際は、 ヨーネ病検査を受けましょう。

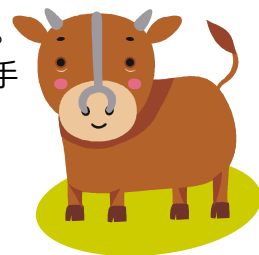
本県では、家畜伝染病予防法に基づいて牛のヨーネ病検査に取り組んでおり、本病の清浄化が進んでいます。

一方、**県外から牛を導入する場合の侵入リスクは依然高い現状**にあります。

平成 25 年 4 月に国は牛のヨーネ病防疫対策要領を改正しました。それを受けて、本県においても本病対策を的確に推進するため「岩手県牛ヨーネ病対策要領」の改正が行われました。

改正の骨子の一つに**県外から牛を導入する際の対策**があります。

ここではその概要についてお知らせします。



検査対象

繁殖または搾乳に用いるために県外から導入した牛

検査方法

糞便を使った遺伝子検査を行います。

検査にあたっての注意事項

- 導入する 1 週間前までに**家畜保健衛生所に連絡**してください。
- 検査結果が判明するまでの間は、**導入牛と他の同居牛と隔離して飼養**してください。
- 万一、導入牛が**患畜になった場合**、家畜伝染病予防法及び県要領に基づき**防疫措置**を講じます。
ただし、適切な隔離飼養中に導入牛が患畜となった場合は、従来のような発生農場に対する**防疫措置**（移動自粛や定期的な同居牛検査等）の**対象となりません**。

以上の事を確認の上、**県外から牛を導入する際には、速やかにヨーネ病の検査を受けましょう。**

また、牛を導入するにあたっては、極力、**カテゴリー I の証明**を受けている農場から導入し、ヨーネ病の農場への侵入防止を図りましょう。



職員紹介

千葉恒樹（チバ ツネキ）



県南家保から異動してきました。
主に、肉用牛の 5 条検査、ヨーネ病、馬などを担当します。よろしくおねがいします。

＜発行元・問い合わせ先＞

岩手県県北家畜保健衛生所

電話:0195(49)3006

FAX:0195(49)3008

岩手県北家畜衛生協議会

電話:0195(49)3040

